

市立大津市民病院院内保育所運營業務委託 プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「市立大津市民病院院内保育所運營業務委託」の事業者選定にあたり、プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 「市立大津市民病院院内保育所運營業務委託」
- (2) 業務内容 「市立大津市民病院院内保育所運營業務委託に係る仕様書」を基準とする。
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
※ただし、契約期間の満了する日から起算して120日前までに委託者及び受託者のいずれから更新しない旨の申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その更新は4回まで行うことができる。(契約期間は最長の場合、5年間となる。)
- (4) 保育所の概要 名称：市立大津市民病院あゆっこ保育所
所在地：滋賀県大津市本宮二丁目9番40号
定員：25名

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式による

4. 予算額

委託料の上限は、24,000,000円(税込・年額)とする。

※見積書の提出は別紙1「見積書作成要領」の換算で見積もること。

5. スケジュール

内容	期間・期限等
(1) 公表及び資料配布開始	令和5年8月2日(水)
(2) 質問受付	令和5年8月2日(水)～令和5年8月10日(木)
(3) 質問回答	令和5年8月16日(水)
(4) 企画提案書の提出期限	令和5年8月29日(火)
(5) プレゼンテーション審査の実施	令和5年9月15日(金)
(6) 審査結果通知	令和5年9月22日(金)

6. 本プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、この告示の日から審査の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人市立大津市民病院契約規程第4条第4項に該当しない者である

こと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者ではないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

- (イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (エ) (ア) から (ウ) までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (5) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 過去5年以内に保育所業務を受託し、3年以上の期間にわたり、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を3カ所以上有する者。

7. 質疑・応答

実施要領等について質問を次のとおり受け付け、市立大津市民病院ホームページにおいて回答する。なお、FAX または電子メール送信後は必ず到着連絡をすること。電話又は来訪による質問及び受付期間を過ぎた質問については受け付けない。

- (1) 受付期間 令和5年8月2日から8月10日午後5時15分まで
- (2) 提出様式 別紙「様式5 質問書」
- (3) 提出方法 FAX または電子メールにより提出
- (4) 提出先 〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号
市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係
- (5) E-mail och1040@och.or.jp
- (6) FAX 077-521-5414
- (7) 回答日 令和5年8月16日予定

8. 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領及び仕様書を理解した上で、次の書類を提出すること。

- (1) 提出期間 令和5年8月2日から8月29日まで
- (2) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日及び祝休日は除く。）
- (3) 提出書類
 - ア 参加申込書【様式1】 1部
 - イ 企画提案書（任意様式） 14部
 - ウ 申請者の概要【様式2】 14部
 - エ 委任状【様式3】 1部
 - オ 見積書（任意様式） 14部

※見積金額は月額、年額がわかるように記載すること。また、保育士1名あたりの時間単価、諸経費等の積算根拠を明示すること。

- カ 受託実績証明書（様式任意）（6（7）を証明する書類） 1部
- キ 完納証明書 1部
 - a 本店に係る市町村税分（当該市町村発行）
 - b 支店、営業所等が天津市に在する場合には天津市税分（天津市発行）
 - c 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税分（税務署発行）
(a及びbは昨年度分の全ての税目とする。)
- ク 印鑑証明 1部
- ケ 記載事項証明書（本店直轄の法務局発行） 1部
なお、各証明書については、発行日が3ヶ月以内のものとし、写しも可とする。
- コ 暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書【様式4】 1部

- (4) 提出先 〒520-0804 天津市本宮二丁目9番9号
市立天津市民病院 事務局 施設契約課 契約係
- (5) 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。
- (6) 費用負担 申請に関して必要な経費は、すべて申請者の負担とする。

9 企画提案書について

別紙2「選定評価基準」に準じた項目を記述し、仕様書の内容についても加味した上で提出すること。また、各項目が提案書の何ページに記載されているかわかる対照表を添付すること。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) 審査方法 企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- (2) 審査日時 令和5年9月15日予定（場所・時間は別途通知）
- (3) 発表時間 20分程度
- (4) 質疑応答 10分程度
- (5) 機材等 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ市立大津市民病院が準備したプロジェクターを利用することができる。
- (6) その他 当日の出席者は1提案者あたり3名以内とする。
応募者が多数の場合は、事前に書類審査を設けることがある。

11 受託候補者の選定及び審査結果の通知

プロポーザル審査委員会が審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーション審査の結果を総合的に評価して受託候補者の選定を行う。

審査結果は、審査後速やかにプレゼンテーション審査を受けた全ての申請者に文書にて通知する。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- (2) 提出後の追加、差替え及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は、申請者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 当院が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書の提出は1社につき1案にする。

13 契約の締結

審査の結果、最優秀提案者との協議を行い、調整のうえ契約を締結する。

ただし、次のいずれかに該当した場合には、第2位以下の次点提案者から順に繰り上げて協議を行う。

- (1) 6に定める参加資格要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約の交渉が成立しないとき又は最優秀提案者が辞退したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (4) その他の理由により契約を締結することが不可能となったとき。

14 その他

- (1) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 費用負担
書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て申請者の負担とする。
やむを得ない理由により、当院が本プロポーザルを実施できないと判断するときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において申請者が本プロポーザル方式に要した費用を当院に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合
参加申込書【様式1】の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに辞退届【様式6】を施設契約課あてに提出すること。
- (4) 失格事項
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領で示された提出期限・提出先・提出方法・書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (5) 著作権等の権利
企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当院が必要と認める場合には、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 本業務の申請のために得た情報について、申請者は第三者への公表等の他の目的に使用することはできない。ただし、公知となっている情報及び第三者から合法的に入手できる情報については、その対象ではない。
- (7) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 委託業務の継続が困難になった場合の措置
 - ア 受託者の責めに帰すべき事由により委託業務の継続が困難になった場合は、委託者は契約の解除をすることができる。この場合は、委託業務に係る費用については、受託者の負担とする。
 - イ その他の事由による場合
災害その他の不可抗力等、受託者の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、委託業務継続の可否について協議するものとする。
- (9) 委託者は、翌年度以降において委託料に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
- (10) 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて提案されたものは、追加費用なく的

確に提案内容を実行すること。

- (11) 委託契約の締結にあたり委託契約書第9条第2項に規定する違約金の額は、受託者が本プロポーザル実施時に提出した見積書に記載した見積額(税抜額)の10分の1に相当する額とする。

15 問い合わせ先

市立大津市民病院 事務局 施設契約課 契約係

TEL : 077-526-8517 FAX : 077-521-5414 E-MAIL : och1040@och.or.jp